

広島市精神障害者の退院後支援に 関するガイドライン

令和元年（2019年）7月【改訂】

広島市

目 次

| | |
|--|----|
| I 広島市による精神障害者の退院後支援の趣旨 | 1 |
| II 退院後支援に関する計画の作成 | 2 |
| 1 計画作成の概要 | 2 |
| 2 作成主体 | 2 |
| 3 支援対象者 | 3 |
| (1) 措置入院者の場合 | 3 |
| (2) 措置入院以外の入院形態で入院している者、または、緊急措置 入院後に措置入院以外の入院形態での入院となった者 | 4 |
| 4 計画作成についての本人の同意、支援対象者及び家族 その他の支援者の参画 | 4 |
| 5 計画作成の時期 | 5 |
| 6 計画の内容 | 5 |
| (1) 計画の記載事項 | 5 |
| (2) 必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対処方針 及び病状が悪化した場合の対処方針 | 6 |
| (3) 計画に基づく支援期間 | 6 |
| (4) 計画内容に関するその他の留意事項 | 7 |
| 7 ケース検討会議の開催 | 7 |
| (1) 概要 | 7 |
| (2) 設置主体と事務局 | 8 |
| (3) 参加者 | 8 |
| (4) 開催時期 | 10 |
| (5) 開催方法 | 11 |
| (6) 開催場所 | 11 |
| (7) 協議内容 | 11 |
| (8) ケース検討会議の事務に関して知り得た情報の管理 | 11 |
| (9) ケース検討会議の記録等の取扱い | 12 |
| (10) その他の留意点 | 12 |
| 8 計画の交付及び支援関係者への通知 | 12 |
| 9 入院先病院の役割 | 13 |
| (1) 退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任 | 13 |
| (2) 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施 | 15 |
| (3) 支援対象者の退院後の居住地に関する区保健センターへの連絡 | 15 |
| (4) 計画に係る意見書等の区保健センターへの提出 | 16 |
| (5) ケース検討会議への参加 | 16 |
| 10 地域援助事業者の役割 | 16 |
| III 計画に基づく退院後支援の実施 | 16 |
| 1 区保健センターの役割 | 16 |
| 2 各支援関係者の役割 | 17 |
| (1) 区保健センターへの協力 | 17 |
| (2) 計画に基づく支援の実施に関する留意点 | 17 |

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 3 | 必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合又は病状が悪化した場合の対応 | 18 |
| 4 | 計画の見直し | 18 |
| 5 | 支援対象者が居住地を移した場合の対応 | 18 |
| | (1) 概要 | 18 |
| | (2) 広島市を居住地としていた支援対象者が移転した場合 | 19 |
| | (3) 広島市外を居住地としていた支援対象者が広島市に移転した場合 | 19 |
| | (4) 支援対象者が広島市内の区間で移転した場合 | 20 |
| 6 | 計画に基づく支援の終了及び延長 | 20 |
| | (1) 計画に基づく支援の終了及びその後の対応 | 20 |
| | (2) 計画に基づく支援期間の延長 | 21 |
| 7 | 支援対象者が交付された計画に基づく支援への同意を撤回した場合の対応 | 21 |
| | 【参考1：計画作成の具体的な手順の流れ】 | 22 |
| | 【参考2：広島市精神障害者の退院後支援ガイドラインのイメージ】 | 26 |
| | 【参考3：措置入院から退院後支援開始までの流れ】 | 27 |
| | (1) 広島市が措置元自治体かつ帰住先の場合 | 27 |
| | (2) 広島市が措置元自治体で帰住先が広島市外の場合 | 28 |
| | (3) 措置解除後に医療保護入院等を継続する場合 | 29 |
| | (4) 退院後支援～支援終了 | 30 |
| | 【参考4：広島県内の精神科病床を有する病院一覧表】 | 31 |
| | 【参考5：広島県内市町一覧表】 | 32 |
| | 【参考6：広島県保健所一覧表】 | 32 |
| | 【関係様式集】 | 33 |

【特記事項】

「広島県精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」との整合性について

- ◎ 措置入院の場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害のために自傷・他害の恐れのある者の通報等は、その多くが、同法23条（警察官の通報）、同法24条（検察官の通報）であり、通報等に基づく措置診察の実施、入院措置を行う自治体（措置元自治体）は、当該対象者が保護、拘留等されている警察署、検察庁等の所在する自治体が行うことになる。
- ◎ このため、措置元及び対象者の帰住先が、広島県と本市の所管に跨り、退院後支援の計画の作成等に関し、連携を必要とするケースが発生する。
- ◎ そこで、本ガイドラインの作成・修正・更新にあたっては、広島県のガイドラインとの整合性を図り、本ガイドラインで定める各種様式は、広島県と広島市で同様の帳票等を用いることとする。